

連系線利用ルールの見直しについて

2016年10月17日



エネルギー・資源・素材の^{みらい}Xを。
JXエネルギー株式会社

ヒアリング事項（1）

連系線の利用ルールに関し、基本的に（※）先着優先に基づく連系線予約の受付を停止し、又は、スポット市場取引を優先する仕組み（間接オークション）を導入するに当たって、契約やシステムの見直しなど、御社として必要と考える準備期間と、その理由についてご説明をお願いします。

▶ 準備期間について

FTR導入に際しては、並行して財務会計、税務への影響を丁寧に検証し、実務が円滑に回る確証を得ていただきたい。その上で、運用、精算、管理システムの再構築に要する3年程度の猶予をいただきたい

▶ その理由について：

① **金融商品に該当するか否か**、該当する場合の財務処理等検証を希望。

・FTR：「混雑料金を受取る権利売買」「エリア分断を権利行使事由とするオプション」等金融商品に該当する可能性⇒時価会計適用

・要確認事項：時価評価の妥当性（時価評価方法、主体）／評価損益の有価証券報告書への開示／課税認識の感度

・時価評価次第では発行主体(JEPX)の与信に影響もありえるため、資本充実策、担保差し入れの在り方等も考慮する必要。

② **FTR自体のpricing**：

・TOCOM電力先物連動⇒TOCOM上場時期不透明、流動性充実に日時が必要な状況

・想定される価格水準をご案内いただきたく。

ヒアリング事項（２）

（御社が、現行ルールの下、連系線の利用登録を行い、又は行っている小売事業者に対して電気の供給を行っている場合、）ヒアリング事項（１）の仕組みの導入に当たって、御社として経過措置を必要と考える場合、その理由及び必要とする期間についてご説明をお願いします。

➤ 経過措置を必要とする理由について

現在の弊社の事業計画(含む小売)は連系線枠確保を前提に組んでいる。間接オークション導入により、エリアごとの販売計画、全体の電源計画を修正する必要がある。

➤ 経過措置の期間について

- 弊社が利用している連系線は最近になって利用登録させていただいたもの。
- 弊社の場合、先着優先ルールによって競争力のある電源を小売り用に投入できる事業計画を描いたもの。厚い小売部門を持ち、かつ連系線利用が発電電力量に限定的な影響しか及ぼさない旧一般電気事業者と弊社のような**独立系発電事業者**とでは、連系線枠の意味合いが異なる。
- 挑戦者である弊社の競争力を損ない、競争環境整備に逆行する懸念を覚える。本件検討は結果が不公平になりかねず、慎重な取り扱いを要望。
- 連系線確保を契機に発電所の建設および大規模修繕を行い、また、小売り進出、各種システム構築を行ってきた経緯もあり、現在の利用登録期間内は現行ルールのまま猶予をいただきたい。
- なお現行登録期間内に投資回収期間満了に至らない設備もあり、これらについては投資期間満了までの猶予を希望する。

ヒアリング事項（3）その他、連系線利用ルールに関し、御意見があればお願いします。

- 本件は火力に限定せず議論を進めていただきたい。原子力、水力を除外することには賛同できない。約定したいのであればゼロ円の入札すればよいのはどの電源種でも同じ。

【F T R への問題提起】（発電事業者の立場から）

- 「FTRの対象期間 < 発電所投資回収期間」となる可能性が高いと聴いているが、将来CFの想定には不十分な期間であり、発電所新設意欲を阻害するのではないか。
- F T R が有料、短期であるため、遠隔地発電所の事業安定性を損なう懸念がある。

ヒアリング事項（3）その他、連系線利用ルールに関し、御意見があればお願いします。

【産業系発電事業者としての意見】

- 弊社大分の例：弊社電源は主に石油系であるが、国策である石油高度化対応と発電事業には密接な関係がある。例えば、弊社の大分ではVR（アスファルト）から白油留分を抽出するSDA装置を有する（石油高度化対応）が、副生されるSDAピッチは発電燃料とする以外ない。現在、連系線を利用し発電所エリアのみならず複数エリアで電気販売することで稼働を維持しているが、連系線利用に制約が課せられると「**発電設備稼働ダウン（効率悪化）⇒SDA装置稼働ダウン⇒連産品であるVRのボトルネック顕在化⇒製油所全体の稼働悪化⇒石油高度化対応への影響**」が懸念される。
- 連系線利用喪失によるコンビナートの効率悪化懸念は他の産業用コージェネでもあるのではないか。エネルギーアグリゲーションに努めてきた歴史のある産業系発電設備への打撃となりえる制度変更であり、旧一般電気事業者以外の発電事業者の事情も精査するべきである。
- もとより、これら電源を調達している新電力の競争力も本制度変更で減殺されうる。挑戦意欲を挫きかねないのではないか。
- 小売事業者は電源の差替えができるようになったというものの、発電事業者目線では「**燃料制約、サイトの最適オペレーションを鑑みるとマストランであることには変わらない**」。連系線登録は小売事業者が行うとはいえ、実質は発電所があって初めて登録できるものである。
- 本議論は送配電、卸電力市場の視点で展開されているが、独立系発電事業者、周辺業界への目配りをお願いしたい。